

施策の体系

基本理念	基本目標	基本方向	基本施策
一人ひとりが輝き豊かで活力あるまち ちくしの	I 男女共同参画を推進する 人づくり	1 市民への男女共同参画に関する啓発促進	(1)生涯学習・社会教育など多様な学習の推進 (2)家庭教育における男女共同参画の推進 (3)社会制度、慣行等の見直し (4)国際的な男女共同参画に関する理解の促進
		2 男女共同参画を推進する教育の充実	(1)教育・保育現場における男女共同参画の推進 (2)教育・保育に携わる者への啓発推進
	II すべての人の人権が 尊重される社会づくり	3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進 (配偶者暴力防止法に基づく市の基本計画)	(1)DVに関する周知・啓発の推進 (2)DV被害者支援策の充実
		4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶	(1)暴力防止のための啓発及び被害者支援
		5 生涯を通じた男女の健康保持	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立 (2)男女共同参画の視点に立った健康づくりへの支援
	III すべての人が共に 支えあう暮らし やすいまちづくり	6 共に担う子育て・介護への支援	(1)高齢者の社会参加と生きがい対策の充実 (2)高齢者・障がい者福祉等のサービスの充実 (3)子育て・介護を共に担うための環境づくり
		7 さまざまな立場に配慮した環境の整備	(1)ひとり親家庭等への支援 (2)重複差別を受けないための配慮
	IV 男女共同参画による 活力あるまちづくり	8 市の政策・方針決定への女性の参画促進	(1)市の審議会等への女性の参画促進
		9 まちづくりにおける男女共同参画の促進	(1)男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
		10 女性活躍の推進 (女性活躍推進法に基づく市の推進計画)	(1)ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進 (2)女性のニーズに応じた就労支援 (3)農業における男女共同参画の推進 (4)自営商工業における男女共同参画の推進
		11 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進	(1)防災・災害復興分野への女性の参画拡大
	プラン推進のための施策	(1)市職員等の意識改革の推進 (2)筑紫野市特定事業主行動計画の推進 (3)あらゆるハラスメント防止対策の推進 (4)推進組織体制の充実 (5)市民と行政の協働による推進	

第3次

概要版



基本理念

一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの

この基本理念は、「筑紫野市男女共同参画推進条例」の前文と第1条の規定をもとに、筑紫野市の目指すべき姿を表現したものです。

男女共同参画社会とは、すべての人が互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、そして、性にかかわらず、自らの意思で多様な生き方を選択し、その個性と能力を十分発揮することのできる社会です。

筑紫野市では、本プランにより、一人ひとりが自分らしく輝き、豊かで活力あるまちをめざして、市民等と協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

令和5年4月
筑紫野市

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を設定して施策を展開していきます

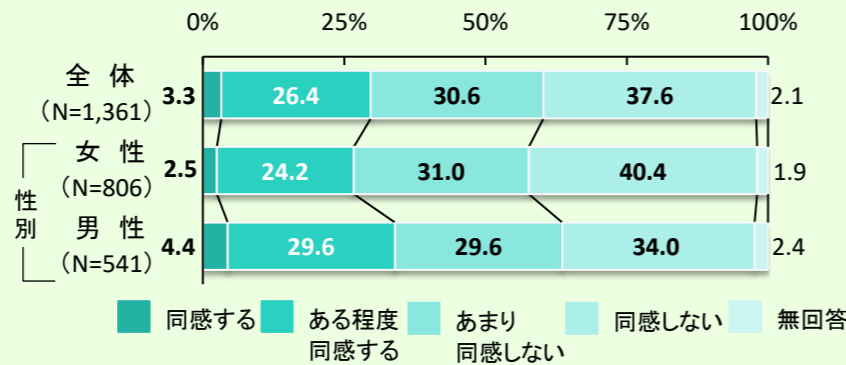
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり

性別による役割等の固定的な思い込みにとらわれることなく多様な活動ができるような人づくりのために、家庭や学校、社会教育、生涯学習など様々な場での啓発活動や教育に取り組み、あわせて教育に携わる人たちへの啓発も進めます。また、男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組とも密接な関係にあることから、国際的なジェンダー平等推進をふまえて市における啓発活動を進めます。

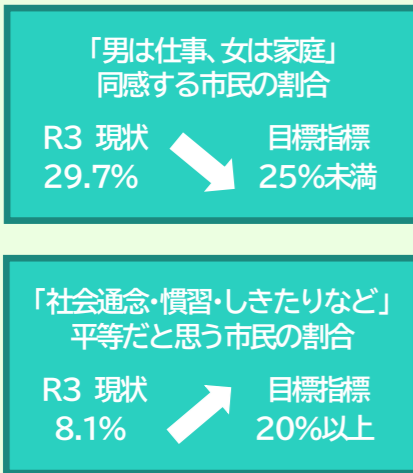
- 基本方向 1 市民への男女共同参画に関する啓発促進
- 基本方向 2 男女共同参画を推進する教育の充実



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）



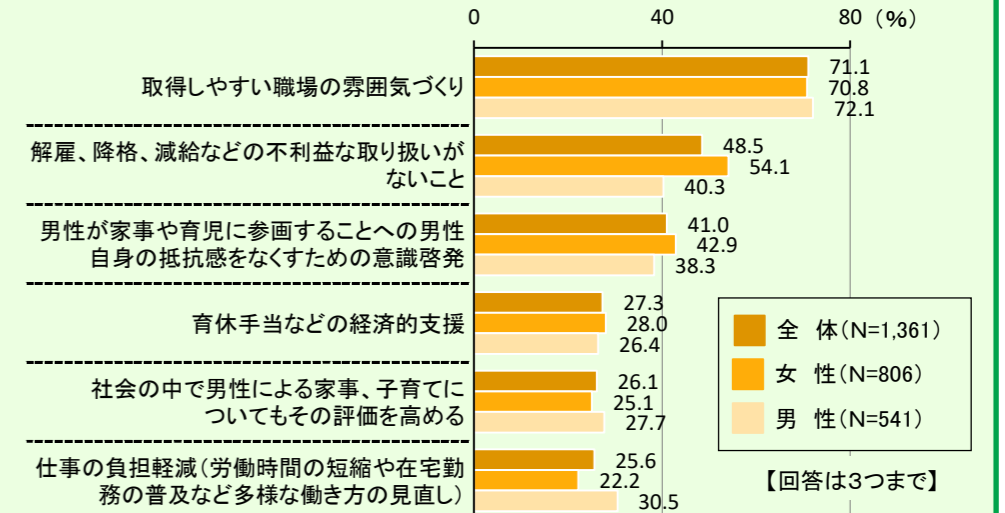
基本目標Ⅲ すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり

単身世帯の増加など家族形態の変化、また、コロナ禍によって働き方の多様化が進んでいます。このような状況の下、性別や年齢に関わりなく、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるよう施策を充実していきます。

性別役割分担に基づく働き方では、ひとり親家庭の女性は経済的な困窮、男性は子育てや家事への困難を抱えがちとなるため、男女共同参画の視点で適切な生活支援に取り組みます。

- 基本方向 6 共に担う子育て・介護への支援
- 基本方向 7 さまざまな立場に配慮した環境の整備

「男性の育児休業取得を進めるために必要なこと」上位6位



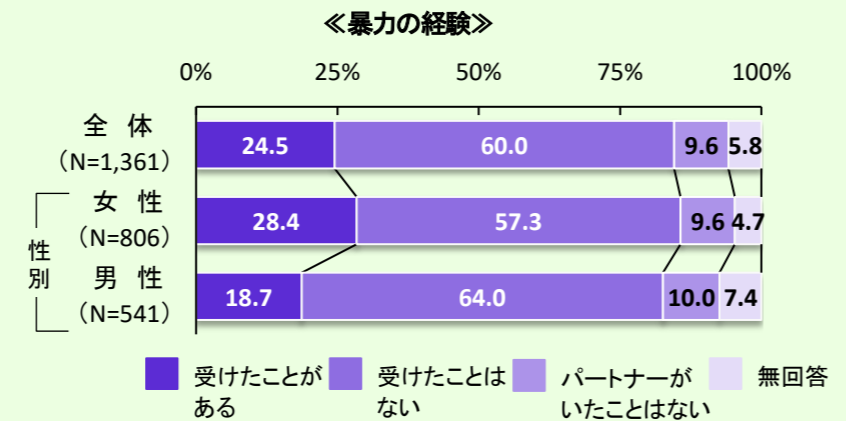
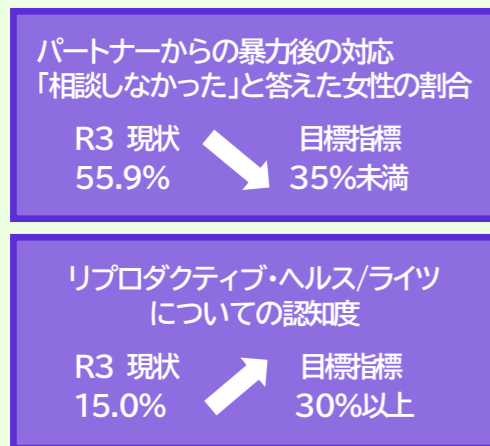
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり

DVやハラスメント、性暴力は基本的人権を侵害する行為です。これらの行為の背景には、男性優位の意識や経済力の格差など社会的な構造があり、男女共同参画社会形成のための大きな課題です。DVやデートDVの防止対策や啓発活動、被害者支援の取組を、今後も充実させていきます。また、若年層を対象とした性暴力防止には性的人権意識が基盤となるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]の理解を深める啓発や年代に応じた性教育を進めます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…「性と生殖に関する健康と権利」のこと。子どもを産む、産まない、いつ、何人産むかを女性が自己決定する権利、女性の生涯にわたる健康の確立を目指すもの。第4回世界女性会議で女性の基本的人権と位置づけられた。

- 基本方向 3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進 【配偶者暴力防止法に基づく市の基本計画】
- 基本方向 4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶
- 基本方向 5 生涯を通じた男女の健康保持

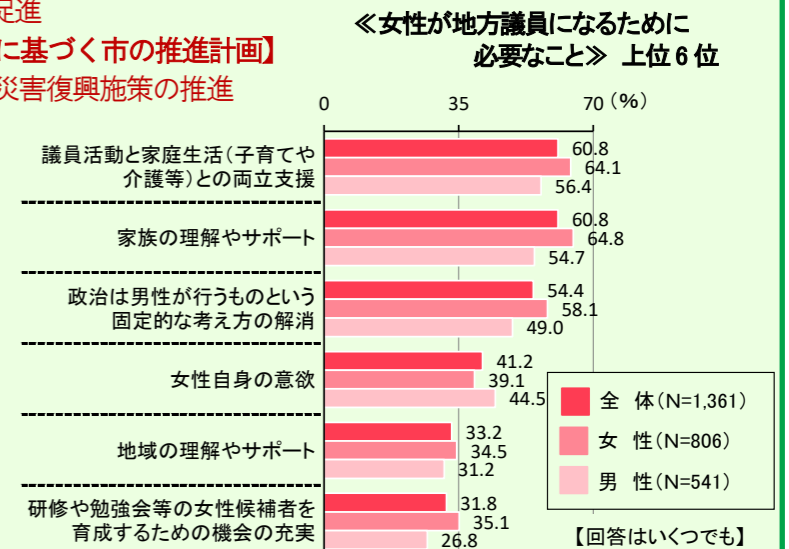
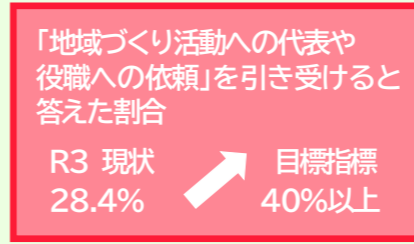


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり

住民自治の主体は市民であり、その半数を占める女性が活躍することは、行政、地域活動、企業活動等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながります。女性が政策決定の場や地域等の市民活動における方針決定の場に参画できるよう取組を充実するとともに、女性の政治参画への意識啓発や、家庭生活と両立ができるような環境整備を進めます。

- 基本方向 8 市の政策・方針決定への女性の参画促進
- 基本方向 9 まちづくりにおける男女共同参画の促進
- 基本方向 10 女性活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市の推進計画】
- 基本方向 11 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）